

# 緑愛園 短期入所利用料金表

R3.8.1～

## 【お支払い方法】

料金・費用は、ご契約者名義の口座から自動引落としします。1ヶ月ごとまとめた請求書を翌月 20 日までに送付し、ご利用月の翌月27日に引落とししますので、それまでに指定口座にご入金ください。

また、口座の残高不足により引落としが出来なかった場合は、ご利用月の翌々月に2ヶ月分の引落とし、又は窓口にて現金集金といたします。

尚、減免制度・高額サービス費制度もございますので担当者にご相談ください。

## ① 介護保険内サービス料金《単位表》

《1日あたり》

要介護度	単位数
要支援1	480
要支援2	589
要介護1	643
要介護2	712
要介護3	784
要介護4	853
要介護5	921



- ※ 機能訓練体制加算 12 単位を含む
- ※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)22 単位を含む
- ※ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)13 単位を含む(介護給付のみ)

## 《加算単位数》

送迎加算	184/片道
療養食加算(1日3回)	8/回
若年性認知症利用者受入加算	120/日
緊急短期入所受入加算	90/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日

※上記サービスを利用した場合、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.3%と介護職員等特定処遇改善加算2.7%が月の所定単位数に対し加算されます。

## 【費用計算(1ヶ月あたり)】

- ① サービスの合計単位数  $A \times 1.083 \times 10.17 \text{円(地域加算7級地)} = B$
  - ②  $B \times 0.9(\text{※}) = C(\text{介護保険})$
  - ③  $B - C = D(\text{利用者1割負担})$
- ※1交付されている介護保険負担割合証によって0.8(2割負担)又は0.7(3割負担)に変わります。

【特定入所者介護(支援)サービス費】(利用にあたっては申請が必要となります)

●特定入所者介護(支援)サービス費の対象となるのは第1段階～第3段階の方となります。

※預貯金等が一定の金額を上回る場合には、適用対象外となります。

利用者負担段階	対象者
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者の方 生活保護受給者の方
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方で、且つ預貯金が単身650万円、夫婦で1,650万円以下の方
第3段階①	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が80万円以上120万円以下の方で、且つ預貯金が単身550万円、夫婦で1,550万円以下の方
第3段階②	市町村民税世帯非課税であって、年金収入等が120万円以上の方で、且つ預貯金が単身500万円、夫婦で1,500万円以下の方
第4段階	上記以外の方

## ② 食費・居住費

サービスメニュー		金額	概要	
食費 1日 1,420円 【朝食 375円・昼食 580円・夕食 465円】	第1段階	300円	利用いただいた食事に応じた料金となります。 (特定入所者介護(支援)サービス費の未申請の方は、第4段階の金額となります)	
	第2段階	600円		
	第3段階①	1,000円		
	第3段階②	1,300円		
	第4段階	1,420円		
滞在費 (従来型個室)	1日	第1段階	320円	室料+光熱水費 (特定入所者介護(支援)サービス費の未申請の方は、第4段階の金額となります)
		第2段階	420円	
		第3段階	820円	
		第4段階	1,800円	
滞在費 (多床室)	1日	第1段階	—	光熱水費 (特定入所者介護(支援)サービス費の未申請の方は、第4段階の金額となります)
		第2段階	370円	
		第3段階	370円	
		第4段階	1,220円	

※食費と滞在費に関しては個人により負担額が異なります。

負担限度額認定証に記載している負担限度額となります。

## ③ 理美容代

サービスメニュー		金額	概要
理美容代	総合調髪	2,100円	総合調髪はカット、ブロー、肩もみ、顔そり、顔マッサージになります。月に6～7回程度、外部業者の方にて営業します。 ※髪の質や皮膚の状態によって、金額が変更になる場合があります。
	カット	1,580円	
	顔そり	840円	
	シャンプー	320円	
	パーマ	4,730円～※	
	毛染め	4,730円	

## ④ 日常生活費等

サービスメニュー	金額	概要
洗濯代(1日あたり)	100円	希望の方のみ提供します。
レクリエーション・行事等の材料費	実費	参加した場合に実費をいただきます。
手工芸材料費	実費	参加した場合に実費をいただきます。